

令和6年度～令和7年度

- ① 安全報告書
- ② 運輸安全マネジメント

令和7年04月

株式会社 あいら観光

安全報告書

令和07年04月01日

一般貸切旅客自動車運送事業における情報の公表について

「運輸安全マネジメントに関する取り組み」

平成18年10月1日、運輸安全一括法の施行により、道路運送法が改正されたことに伴い、株式会社あいら観光では、安全管理規定第17条及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規程に基づき、輸送の安全に関する情報について公表します。

公表項目

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

① 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 安全確保の最優先がバス事業者の使命である事を深く認識し、社長及び役員・社員全員が安全の確保に最善の努力をします。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、厳正かつ中実に職務を遂行します。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行します。
- (4) 輸送の安全に関する計画(P)、実行(D)、チェック(C)、改善(A)のサイクルを確実に実施するとともに、安全対策を隨時見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。そして輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。
- (5) 輸送の安全は、社長の健康に起因することも一つの重要な要素であることから、社員の健康の増進に積極的に関わってまいります。

② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する目標（令和6年度）

- (1) 重大事故ゼロ件 (0件)
- (2) 有責事故ゼロ件 (0件)
- (3) 飲酒・酒気帯び出勤の撲滅

当該目標の達成状況（令和6年度）

- (1) 重大事故ゼロ件 (0件)
- (2) 有責事故ゼロ件 (0件)
- (3) 飲酒・酒気帯び出勤の撲滅 (0件)

③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

上記の事故はゼロ件 (0件)

※参考資料

道路運送法第29条に基づき国土交通大臣に届け出る事故

第1号 自動車が転覆し、転落、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの

第2号 死者又は重症者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの

第3号 自動車に積載された次に掲げるものの、一部が飛散し、又は漏洩したもの

第4号 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号の掲げる傷害が生じたもの

④ 外部マネジメント評価の実施

本年度は実施無し

令和7年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

株式会社 あいら観光
代表取締役 坂本昭二

当社は、公共の交通機関として、地域密着型の事業活動を展開しており、その根幹をなすものは、「安全」です。「輸送の安全」をモットーに「安全・安心・快適」を目指してまいります。そのためには社員の安全意識の向上、安全教育の徹底、健康の増進、これらの充実をはかり、輸送の安全確保に関して以下の取組を行ってまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 安全確保の最優先がバス事業者の使命である事を深く認識し、社長及び役員・社員全員が安全の確保に最善の努力をします。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行します。
- (4) 輸送の安全に関する計画（P）、実行（D）、チェック（C）、改善（A）のサイクルを確実に実施するとともに、安全対策を隨時見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。そして輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。
- (5) 輸送の安全は、社長の健康に起因することも一つの重要な要素であることから、社員の健康の増進に積極的に関わってまいります。

2. 輸送の安全に関する目標（令和7年度）

- (1) 重大事故ゼロ件（0件）
- (2) 有責事故ゼロ件（0件）
- (3) 物損事故ゼロ件（0件）
- (4) 飲酒・酒気帯び出勤の撲滅（0件）

3. 輸送の安全に関する目標の前年度の達成状況（令和6年度）

- (1) 重大事故ゼロ件 (0件)
- (2) 有責事故ゼロ件 (0件)
- (3) 飲酒・酒気帯び出勤 (0件)

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故（令和6年度）

上記の事故はゼロ件 (0件)

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別図1のとおり

6. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保がバス事業者の最優先の使命である事を深く認識し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講ずる。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報の伝達、共有を図る。
- (5) 輸送の安全に関する教育、診断及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施する。
- (6) 輸送の安全に関する教育に関し、デジタコ、ドラレコの活用を行う。
- (7) 輸送の安全に関する運転者の確保に関し、自社養成を行う。
- (8) 輸送の安全に関する取り組みの中で、シートベルト着用の啓蒙を自社制作のDVD及び告知により行う。
- (9) 輸送の安全に関する取り組みの中で、AEDの導入を積極的に行い、人命救助訓練を年1回行う。

7. 輸送の安全に関する計画

会議体

- (1) 年間基本方針発表会（年1回、1月下旬）
全役員、社員が主席し輸送の安全等に関する基本方針発表会
- (2) 役員会（月1回）
全役員、安全統括管理者が出席し、輸送の安全に関する具体的方針の確認を行う。

(3) 安全運行会議（月1回）

社長及び全役員、安統管、全社員が出席し、安全に関する基幹会議として位置づけ、前月、当月の運行状況、車両の整備確認、各種診断及び教育状況、全社員の健康増進に向けた進歩状況、各種ハラスメント行為の注意喚起等及び課題を認識そして共有し、一層の安全確保に向けた努力をし続ける。

(4) 春、秋の全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検に合わせた取り組み

- ・通達等を社内に掲示し、ドライバーへの周知徹底を図り、安全運動を展開する。
- ・各運動展開中、安全運行管理者による巡回を実施する。

(5) KYT（危険予知トレーニング）で事故防止

ドライバーのヒヤリハット体験を収集し、意見交換を行い、事故防止に取り組む。
ドライブレコーダーの活用等。

(6) 飲酒運転防止の推進

始業及び終業点呼時に免許証及びアルコールチェッカーによる厳正な飲酒チェックを行う。

(7) 健康経営の推進

- ・社員の健康課題の把握と必要な対策の検討

健康課題の把握 就業時間中の定期健康診断受診率100%維持

対策の検討 健康増進、過重労働防止に向けた具体的目標

- ・健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント

ヘルスリテラシーの向上 教育機会の設定

職場の活性化 コミュニケーションの促進に向けた具体的目標

- ・社員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策

保険指導 保健指導の実施

健康増進、生活習慣病対策 受動喫煙対策等

感染予防対策 感染予防対策に向けた取り組み（コロナ・インフル予防対策等）

過重労働対策 長時間労働者への対応に関する取り組み

メンタルヘルス対策 不調者への対応に関する取り組み

(8) 適性診断受診の推進

2年に1回の確実な受診を推進し、計画的に実施する。

適性診断の結果を受けて、個人指導を行い、事故発生の未然防止に活用する。

(9) 車両整備の充実

整備管理者及び補助者の外部機関等による研修会等への積極的な参加を促し、社内会議において情報を共有する。

(10) 運転者への指導教育の充実

初任運転者 診断・教育の実施

惹起運転者 診断・教育の実施

高齢運転者 診断・教育の実施

デジタコ、ドラレコを活用した指導・教育の実施

バスジャック対応訓練の実施

(11) 過重労働の禁止

関係法令及びバス運転者の労働時間等の改善基準告示を遵守する。

8. 内部監査の実施

令和6年度の内部監査

改善目標：安全運転に対する基礎的な考え方、車両管理

具体的な改善項目

- ・デジタコ、ドラレコ活用の教育
- ・点呼時の指示指導
- ・正しい車両管理体制

9. 事故災害時における報告連絡体制

別紙のとおり

10. 安全統括管理者

専務取締役 黒田 光男

11. 安全管理規定

別紙のとおり

(株)あいら観光 運行管理・整備管理体制

R7. 4. 1 現在



緊急時の部署及び通信系

令和7年4月1日現在
(株)あいら観光

